

岡本の国会での質問

159-衆-農林水産委員会-6号 平成16年03月17日

○高木委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党・無所属クラブを代表しまして、私、岡本充功が質問させていただきます。まず、植物防疫の必要性、これまで行われてこられましたそういった事業の効果、そういったものをぜひ私としては知りたいと思っております。同僚の、今、松木委員が質問しました三位一体の改革の部分についての思いは私も同じでありますけれども、私は、こういった個別な内容について少しお尋ねしていきたいと思っております。

まず、これまで行われてまいりました病虫害の発生予察事業を含めますいわゆる植物防疫にかかわります一連の事業で、実際に病虫害被害を抑制した、そういった実績もしくはそういった病虫害の具体例等がありましたら、お知らせ願いたいと思うんです。

○中川政府参考人 ひとつ、水稻を例にして申し上げますけれども、昨年は大変夏の気温が低く、また天候も不順であったということで、気候の条件からしますと平成五年のときと似たような気象条件にあったわけでございます。

東北地方を中心に平年以上にいもち病も発生をしたというふうなことが一つの大きな去年の特徴でございまして、こういった気象条件、大変悪かったわけでありまして、最近はいもち病に対します予防の効果の高い、育苗箱の中に農薬を施用することによってその後の葉いもちの発生を防ぐというふうな技術もできておりますし、また、穂いもちの発生が見られるという場合でありましても、先ほど申しました適切な情報を提供することによりまして、早目早目に防除していくということによって被害が最小限に食い止められるというふうなことがございます。

昨年のお米の作況指数は九〇でございました。平成五年のときは七四でありました。そういう意味でも、こういった植物防疫の効果というのが出てきているかというふうに思いますが、もう少し、データということで申しますと、適切な防除をした場合としなかった場合で一体どれぐらい影響が違つかということではありますが、水稻の場合ですと、平均でこの差は、収量が落ちるという意味では二七%、それから、適切にやりませんと品質も落ちますので、収益ということでいきますと三四%の減になるというふうなデータもございます。

○岡本(充)委員 今局長さんの方から教えていただきましたように、実際に発生被害の減少もしくは被害を食い止めるという意味において、この植物防疫、病虫害の発生予察事業というのが機能しているという話でありますけれども、実際にこの発生予察、予報、幾つかあると思うんですね、警報だとか注意報を含めて。こういったものが多く発出される地域というのは、日本国内で偏りがあるのでしょうか。

○中川政府参考人 病虫害の発生の状況といいますのは、地理的な条件、気象の条件、どういう作目を栽培しているかといったようなこと、それからそれぞれの作目がどの程度の面積で栽培されているかといったいろいろな要素によって変わってまいりますし、それから年によっても、これは気象条件ということで変わってまいります。年による変化、それから地域によります格差というものは、当然いろいろとございます。

○岡本(充)委員 いわゆる交付金という形で地方に配分をされてきたわけでありまして、その配分の大きな決定要因は、農家の戸数だとか作付面積だとか、それから市町村の数という部分で大方が決まってまいりまして、例えば昨年ひどい被害があったからことしもしっかり調べなきゃい

かぬ、こういうことだとしても、実際この交付金の配分には影響が余り出ないような現状に今なっているかと私、思っております、そういった意味で、それぞれの各地域に今後交付金を出していくというときに、そういった地域の実際の状況、こういったものをぜひ勘案して配分していただきたいなというふうに私は思うんですけれども、それについてお答えいただけますでしょうか。

○中川政府参考人 植物防疫事業の交付金の配分につきましては、先生おっしゃいましたように、植物防疫法、それから施行令におきまして配分の具体的な数字というのは決まっております。農家数で四割、面積で二割、それから市町村の数に応じて配分されるのが二割ということで、全体の八割はこういった要素に基づいて配分をするということになっておりますが、残りの二割につきましては、発生予察事業など緊急に行う必要がある場合に備えまして、各都道府県に交付金を交付する際に、こういった緊急の必要性というものも考慮してやっているところでございまして、この部分でもって現場でのニーズに即応した形で交付金を配分するように、これからもそのところは十分注意をしていきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 今、私のお願いが聞いていただける、考慮していただけるものと信じております。さて、続いて、同じ植物防疫でも、海外からの輸入農産物に付着しておる、もしくはそういった輸入貨物から日本国内に侵入し得る、こういった病害虫もあるかと思えます。検疫所で検疫をしておるとは思うんですけれども、そういった中で、他国からの病害虫の侵入等の被害の状況ということも少しお知らせいただきたいんですが、近年の例をちょっと挙げていただけますでしょうか。

○中川政府参考人 近年とおっしゃいましたが、多少古くはなるんですけれども、典型的な例ということで申し上げますが、一九七六年に愛知県で初めて発見されましたイネミズゾウムシという害虫がございまして。これは、その後急速に国内に拡大をいたしまして、残念なことですが、十二年後の一九八八年には全国に広まったというものがございまして。最近の一つの例としては、こういったものがございまして。

○岡本(充)委員 今おっしゃられましたイネミズゾウムシは、発生予察の対象の指定有害動物に今現実的に指定されているということでありまして、これについても発生予察を行ってみると思えます。私も、愛知県、名古屋港の一部を含みます飛島村、弥富町、こういった地域に荷揚げをするところがあるんですけれども、そういった地域から来ております関係上、輸入コンテナ、もしくは木材等にでもこういう有害な虫が付着しているということも十分考え得るというふうに考えておりますので、ぜひとも他国からの侵入という点についても、引き続き十分な検疫体制の努力をお願いしたいと思っております。

そういった意味で、いろいろな虫について、まさに今研究、そしてまたその内容について考慮がされていると思うんですけれども、病害虫防除の研究内容という意味において、近年こういった研究がなされているのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○中川政府参考人 技術的にも大変特筆すべきものとしまして、ウリミバエの防除の話がございまして。

これは沖縄でのことでありますけれども、ウリミバエの防除のために不妊虫放飼法、これは、雄のミバエに放射線をかけていけば生殖能力を落としてしまう、なくしてしまうということによりまして、そういった雄をたくさん放出することによって全体としてのミバエの発生を防ぐという画期的な方法でございまして、こういった世界にも例を見ない技術をこのウリミバエの防除のために沖縄で適用いたしまして、根絶に成功したということでありまして。

こういった具体的な、しかも画期的な技術につきましては、各試験場での研究成果等を学会誌にも発表いたしまして広くいろいろな方に知っていただくというふうな、そういう活動もされているところでございまして。

○岡本(充)委員 私もその話、ちょっと知っておりまして、実際にそのウリミバエが根絶できたことで我々がこの本土でニガウリを食べることが最近できるようになった、こういった話を伺いました。

実際にこのニガウリをつくってみえる農家の方にとっては、私たちがこの東京や私の地元の愛知県でも食べられるという意味において経済効果があったかと思えますけれども、どのような経済効果であったと試算されていますか。

○中川政府参考人 ウリミバエが根絶をされたということによりまして、それ以後、将来にわたってこのための防除費が必要なくなるということで、それは時がたつにつれて、経済効果といえますか、コストの節減という面で大変大きな効果があるわけでありまして。

これに加えまして、今先生おっしゃいましたように、沖縄では従来、県外にはこういったニガウリですとかあるいはマンゴーといったものは搬出ができなかったわけでありまして、ウリミバエが清浄化されたということによりまして、最近の数字で申しますと、マンゴーの県外出荷額が七億一千百万円、また、ニガウリにつきましても約六億円の県外出荷額が統計上把握されております。

こういったように、それまで出荷もできなかったものが出荷できるようになったということで、大変大きな経済効果があるというふうに思います。

○岡本(充)委員 そういった大変画期的な研究をされているということをお大変心強く思うわけなんですけれども、関係者の皆様方のお大変な御努力もあったと思えます。

そういった中で、残念ながら、例えばこのウリミバエ、近くの国々では実はまだ大きな被害を出している、そういった話も出ています。例えば、沖縄県の石垣島、もしくはさらにもっと西の与那国島からは台湾はかなり近いわけなんですけれども、この台湾ではまだウリミバエの被害があるというふうに私は聞いております。

例えば、台風でも吹けばこのウリミバエがまた日本に侵入してこないとも限らない、こういったふうに思うわけなんですけれども、こういった例えばウリミバエを根絶する技術、今の、生殖細胞に放射線を当てて子孫ができないようにする方法だというふうに理解しましたけれども、こういった方法は比較的簡単にできるかとは思いますが、こういったものを例えば東南アジアのほかの国々にも指導していく、こういったようなプロジェクトは進んでいるのでしょうか。

○中川政府参考人 開発途上国の専門家の方々にこういった問題について技術移転をするといったこと、これも国際協力の一環として実施をしているところでございます。

○岡本(充)委員 具体的に、こういったプランでこのプロジェクトは進んでいるのでしょうか。

○中川政府参考人 JICAの専門家に対します訓練のコースがいろいろありますけれども、こういった中で、途上国から専門家をこちらに呼びまして、そこでセミナーをする、そういったことで技術移転をするというプログラムがございます。こういったものを活用して、新しい技術の移転に努めているということでございます。

○岡本(充)委員 ぜひとも、そういった技術を日本が海外に広めることで——日本の国際協力、日本の海外へのいろいろな支援事業があるとは思いますが、イラクへの復興支援事業だけが日本の役割ではない、私はそういうふうに思っているところもありますので、ぜひこういった技術の面で日本の指導を各国に広めていっていただけたらありがたいと思っております。

続きまして、私は発生予察事業についてちょっと幾つか質問をさせていただきたいと思っております、もうちょっと個別具体的ですけれども。

昭和二十六年にこの事業がスタートしたというふうに私は聞いております。昭和十五年、戦争の前でございますけれども、北日本のいもち病、また西日本のウンカ類の大発生があって大きな被

害を日本全土にもたらした、この反省をもとに実際に事業が始まってきたというふうに伴っておりす。

そういった中で、現状での発生予察に大きな役割を占めているのではないかと思うのが病虫害防除員、私が愛知県庁などに行って伺いましたら、各市町村にお一人ずつこういった方がいらっしやるようです。全国で四千二百一名というふうに聞いておりますけれども、この皆様方へ一体どのくらい報酬を、総額でも結構でございます、お支払いされているのでしょうか。

○中川政府参考人 全国の病虫害防除所におります病虫害防除員の数であります、平成十四年度で四千二百一人ということでございます。

この人たちの活動に対しまして国の方から交付金が支給をされておりますけれども、その額は、同じ十四年度の実績でいきますと七千九百万円。これは国からの交付金ということで支出をされている部分でございますが、そういうことからいたしますと、一人当たりの支出額は、約二万円弱ということでございます。

○岡本(充)委員 そんなところなんだろうと思います。私も、お伺いしました方からの情報ですと、大体三万円、都道府県からのお金も含めてお一人当たり三万円ぐらいのお金が出ているというお話でした。

この皆様方が実際に、最先端の、農協の方やそれから実際に農家の方などがこの病虫害防除員というのを併任されているわけなんです、この方々からの情報をもとに、実際に発生予察情報、もしくは警報でも注意報でも結構でございますけれども、出したという具体的な事例がありますでしょうか。

○中川政府参考人 発生予察の事業を行います際に、こういった防除員の方々は、実際現場にいらっしやって、そこでそれぞれの病虫害のここの発生ぐあいはどうかといったようなこと、そういうことをきちっと圃場で調べていただくというのが主な仕事でございます。

当然、病虫害防除所の職員の指導監督のもとでこういった防除員の方は作業をされるわけでありまして、こういった人たちの情報をもとにして、病虫害防除所で発生予察のための情報を取りまとめ、それを農家の方々に配付をするというのが日常の活動でございます。

したがって、具体的にどれがというよりも、日常の毎年毎年発生予察情報を発出する上で、具体的な一番現場に近いところで活動していただいているということでございます。

○岡本(充)委員 その発生の予察情報、発生予報の一例をちょっと私は見させていただきましたら、地域ごとに、どこそこの地域、例えば東海地方ではこういった虫がここのはふえそうですよ、こういうような予報が多いんですけれども、そういった中でも、各市町村にこうやって現場で情報をお知らせしていただけるような方がいらっしやるのであれば、こういった方の情報をぜひ十分に生かして、もっときめ細かな情報提供をしていただくこと、これが必要なんじゃないかと思っています。

特に、この情報が農家の各戸へ伝わるまでの日数また方法については、一考の余地があるのではないかと考えております。ファクスだとか、もしくは農協からの連絡で来るなんという話も私は農家の方から伺いましたけれども、インターネットもあるようですけれども、なかなか十分に伝達されていない実態も私はあると認識しておりますので、この点について、一度考え直していただける、もしくは検討していただけるような余地はあるのでしょうか、ちょっとお答えください。

○中川政府参考人 発生予察情報は、一般的には、発表の当日に病虫害防除所のホームページに掲載がされておりますし、また、地域の改良普及センターあるいは農協には、これは先生もおっしゃいましたが、ファクス等で迅速に情報提供される。それが地域の農業者の方々に対しまして指導の面で生かされるということでもありますけれども、病虫害防除所から直接農家の方々に対して、今、テレホンサービスですとかあるいはファクスサービス、それからメールも使っておられる農家の

方もいらっしゃいます。そういった新しい手段でもって迅速に農家にまで届く、そういったことを都道府県によりましては県での独自の取り組みとしてやっておられるところも最近出てきております。

こういった新たな取り組みにつきましては、ぜひいろいろと知恵を出して、できるだけ早く現場に届くということが何よりも大事でございますから、そういったような活動をするようにということで指導していきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 今局長おっしゃられましたけれども、実際に農家の営農してみえる方の中には、メールもちょっとできぬ、インターネットを毎日チェックするわけにもいかない、こういった方が多いのも実態です。ぜひともきめ細やかな情報伝達、そしてまた、その伝達に伴う指導、特に防除技術指導についてさらに充実をしていっていただく。

実際に、虫が出る、虫が出ると言われても、それでどうしたらいいのか、何をどうするのか、こういった部分、それから、そうしないとどうなってしまうのか、こういった部分でしっかりとした情報提供をしないと、ただ虫が出るぞということだけでは、農家の皆様方に対して十分な情報であるとは私は考えておりませんので、ぜひこの防除技術指導ということについてしっかり行っていくということを一度、一言いただきたいと思っております。

○中川政府参考人 病虫害防除所の方での主要な業務は、発生予察情報のできるだけ正確なものを迅速に提供するということでありまして、その後、こういった情報をもとにして、具体的に個々の農家の方々に適期の防除を指導するというようなところは、一つは地域農業改良普及センター、あるいは、本来、各農協の営農指導の方々も、農家に対してこういった情報をもとにしてやっていただくということが大変大事なことだというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひそういった指導をしっかりしていただくことで、こういった病虫害被害をできるだけ少なく抑えていくんだ、こういったこと、ぜひ大臣にも一言決意のほどをお願いしたいと思います。

○亀井国務大臣 今局長からお答え申し上げましたが、今回の鳥インフルエンザの問題を含め、いろいろの情報を迅速に伝達するということは大変重要なことでありますし、この病虫害の問題も、今インターネットや、あるいはまた普及センター、農協等、テレホンサービス等々、いろいろ情報の伝達手段もあるわけでありまして、迅速にその対応ができるように努力をいたしてまいりたい、こう思います。

○岡本(充)委員 ぜひよろしく願いいたします。

さて、その防除指導の一つ、幾つか技術指導の中であるとは思いますが、私、医師ということもあって、食の安全性ということに対して非常に関心を持っております。もちろん、農薬の問題だけではないとは思いますが、今回、防除の一つの手段ともなります農薬の問題について、少し御質問させていただければと思っております。

実際に、現実的に残留農薬という言葉は大変消費者の方が敏感に、情報を聴取したい、こういうふうに思っておられる現状があるんですけれども、残留農薬に対する検出の調査というのは農林水産省では行っているのでしょうか。モニタリング等でも結構でございます。

○中川政府参考人 農林水産省におきましては、これまで国内産の米麦、それから野菜、果実等の農産物につきまして、生産現場におきまして残留農薬の実態調査というのは行っております。

○岡本(充)委員 単年度で結構でございますけれども、実際に違反事例はどのくらいあって、それがふえてきている傾向か減ってきている傾向か、そのあたりをお知らせ願えますでしょうか。

○中川政府参考人 検査点数は、米麦を合わせますと約二千四百、それから野菜の検査点数が約六百強でございます。合わせて三千点程度のものを毎年やっておりますけれども、残留農薬基準をオーバーしたというものは農水省のこの調査の中では出てきておりません。

○岡本(充)委員 同様に、幾つかのほかの省庁の所管でもやってみえるかと思っておりますけれども、例えば食品衛生法上、残留農薬基準が設けられているのは二百二十九種類の農薬だと私は伺っております。この二百二十九種類の農薬も、今厚生労働省の方で恐らく残留農薬をはかってみえると思っておりますが、厚生労働省としては同様にどのくらいの違反件数を認知してみえるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 残留農薬についてでございますけれども、都道府県等が平成十四年度に検査をいたしました結果では、野菜類、果実加工品について三万二千四百十三件の集計を行い、そのうち違反が確認されたものが四十件ございました。

また、同じく十四年度に、輸入時の検査におきまして二万五千百六十六件の検査を実施し、二百五十八件の残留農薬基準違反が確認をされているところでございます。

○岡本(充)委員 今、輸入品の方では特に一%ぐらいは違反事例があるということだったんですけれども、農林水産省としては、この実態、例えば検疫所等で、こういった輸入農産物に対しての残留農薬について、実際、検出等に行っていないのでしょうか。

○中川政府参考人 輸入されました食品につきましては、国境のところでは、厚生労働省の検疫所の方でチェックをいたしております。

農林水産省でやっておりますのは、市中に流通しているものにつきまして一部買い上げまして、それを独立行政法人のセンターの方で検査をしているということがございます。点数等は余り多くはありませんけれども、市中に流通しているものについて、一部そういった残留農薬のチェックはいたしております。

○岡本(充)委員 そちらの方でもやはり一%前後の検出なんではないでしょうか。

○中川政府参考人 申しわけありませんが、消費技術センターでの分析結果について今手元にございませんで、また調べまして御報告申し上げます。

○岡本(充)委員 この残留農薬の問題は、もう一つ、環境省でも今鋭意取り組みをさせていただいているというふうに聞いております。農薬取締法に基づいて、作物残留に係る登録保留基準が二百三十三種類あって、こちらの方は食品衛生法の二百二十九種類と重なりはないというふうに伺っておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えをいたします。

今御指摘のように、残留農薬につきまます登録保留基準につきましては、環境省も、作物残留、土壌残留、それから水質汚濁に係る登録保留基準を設定しております。

今後はもちろん、食の安全の観点から、食品安全委員会を通じて、政府一体が統合的にこの残留基準を定めていくこととなりますが、これまでの経過から申しますと、先生今御指摘のとおり、環境省として二百数十種類の登録保留基準を設定してまいっております。

○岡本(充)委員 そういった中で、農薬取締法において、生態保全の観点から環境省としてどういった取り組みをされているのか、一例があったら御紹介願えませんでしょうか。

○吉田政府参考人 私ども、今申し上げましたように、法律に基づきまして登録保留基準を設定してまいっておりますが、特に今力を入れておりますのが、水産動植物に係る登録保留基準の強化充実でございます。

これは従来、コイを指標にいたしまして、毒性値に基づきまして、水産動植物を守る代表種として登録保留基準を設定してまいりました。しかしながら、生態系の保全というよりブロードな観点から申し上げますと、水生生物を構成する魚類、甲殻類、藻類といったものをすべて見取った上で、その環境が適切に保全されるように登録保留基準をつくる必要があるということで、昨年三月に、水域生態系の主たる構成要素でございます今申し上げました魚類、甲殻類、藻類に係るレベルを、リスク評価に基づきまして定める基準の方式に設定がえをいたしました。

この基準自身は来年の四月から施行されるわけでございますけれども、その円滑な実施のために、現在、試験法の整備等の準備を進めているわけございまして、今後とも引き続き、農薬による野生生物や生態系への悪影響を防止するために努力をしてみたい、かように考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ、生態系への保全も含めまして、食品の安全性のみならず、環境面での薬物による被害、薬品による被害を少しでも抑えていく、こういった観点で取り組みを行っていただきたいと思っております。

特に、これは三つの省庁に分かれておりまして、それぞれがばらばらということでもいけないという中で、今般、私もちょっとこの前教えていただきましたけれども、平成十八年五月に向けてポジティブリストというリストの作成を今厚生労働省の方で進めてみえるということでございます。平成十八年五月に向けまして、全部で七百種類ぐらい農薬があると言われていた中で、今食品衛生法で残留農薬基準が設けられているのが二百二十九種類、それから農薬登録保留基準で二百三十三種類、こういったものに対してはそれなりの基準があっても、実際に無登録の農薬というのは、例えばダイホルタンだとかナフサクだとかプリクトラン、こういったものはまだ実は基準が設定されていない現実もあります。

そういった意味で、このポジティブリストの作成に向けて、その進捗状況をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○遠藤政府参考人 昨年五月の食品衛生法の改正により、食品中に残留する農薬等について、いわゆるポジティブリスト制を改正法公布の日から三年以内、平成十八年五月までに施行するというようにしているところでございます。

ポジティブリスト制への移行に当たりましては、現行の食品衛生法に定める残留基準に加えまして、国際基準であるコーデックス基準や農薬取締法に定める登録保留基準、欧米の残留基準を参考に、暫定的な基準などを設定することとしております。

薬事・食品衛生審議会での審議を経まして、昨年十月末に暫定基準の第一次案を公表し、広く意見を求めましたところ、約二百二十の個人及び団体から意見が寄せられております。今後、この第一次案に対しまして寄せられた意見などを参考とし、薬事・食品衛生審議会において暫定基準案等について引き続き検討を行っていくこととしております。

○岡本(充)委員 そういった中で、ちょっと確認をしておきたいことがありますが、実は、農薬ではありませんけれども、食品並びに土壌の薫蒸に使われております青酸化合物や臭化メチル、こういったものに対しましてはどういった扱いになるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 御指摘の薫蒸剤についてでございますけれども、コーデックス基準などを参考に暫定基準案を作成しているところでございまして、こういったことを通じましてポジティブリスト制の円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 では、確認ですけれども、臭化メチルもこのポジティブリストへの登録を目指している、こういったことでよろしいのでしょうか。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、臭化メチルにつきましても暫定基準をつくるということがございます。

○岡本(充)委員 臭化メチルといいますのは、本当に植物検疫などで、薫蒸するための薫蒸剤として広く使われてきたわけではございますけれども、そういった中でも、今回オゾン層への影響を大きな理由に二〇〇七年に使用禁止予定、特に土壌については使わないという方向になってきているようでありますが、検疫は除外されるという話を聞いております。そういった意味で、臭化メチルが今後検疫では使用し続けられるということになると、ぜひともこれについても、どういった毒性基準を設けるのか、こういったところを検討していただきたいと思っております。

二〇〇七年に使用禁止されますこの臭化メチル、薫蒸剤のかわりといったしまして、農林水産省としてはどういった代替物質を検討してみえるのでしょうか。

○中川政府参考人 臭化メチルにかわりますものといったしまして、二酸化炭素あるいは弗化スルフルルなどの臭化メチルの代替剤の開発をこれまで進めてきておりまして、その一部につきましては実用化のめども立ったというものでございます。まだ引き続き、そのほかの薬剤につきまして、開発に努力をしていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひ、人体への影響を十分考慮して代替物質を選定していただきたいと思っております。

また、そういった意味で、残留農薬にかかわります健康被害への調査といったものについては、厚生労働省としては調査を行ってみえるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 ただいま御質問の健康被害の調査ということですが、そのために特別の仕組みを持っているということではございません。もし何か生ずれば、さまざまな情報源を通じて情報を入手するというふうなことになろうかと思えます。

○岡本(充)委員 現実的に、今、はっきりと因果関係が指摘されているというものはないとは思いますが。ただ、実際に食品衛生法上の残留農薬基準を設定するときにも、動物実験での実験から類推して、およそ百倍の安全係数を設けて、二オーダー下の数値を安全値としているということで私聞いておりますけれども、マウスで薬物への暴露が、マウスで実験した場合、どんなに長くてもマウスの寿命は二年か三年でございまして。それに対して、人間は何十年も生きるわけではございまして、直接的に本当にマウスのデータがすぐ人間に来るのか、人間と直結するののかは、なかなか評価は難しいと思えます。

逆の場合で、例えば医薬品の場合には、マウスで実験して即人間に使ってきくというわけではなくて、そこにワンステップ、知見ということで、人間にどう影響を及ぼすかということをチェックするわけですが、確かに、こういった毒物の場合には人間へ直接投与することはできませんから、そういった意味でこの評価は難しいだろうとは思いますが、ぜひとも健康へどういった影響を及ぼすのかということについて、新しい手法も含めて検討をしていただかなければならないのじゃないかと思っております。

そういった中で、特に健康被害、私、もう一つ大変大きく関心を持っておりますのは、実際に防除をしようと思って農薬を使う農家の方に対する影響に対しては、どのような基準、もしくはどのような指導が行われているのか。農水省でも結構でございます、お答えください。

○中川政府参考人 農林水産省の年間の予算の中に農薬危害防止対策費というのがございまして

て、これは、圃場の現場で農家の方々が農薬を正しく使っていただくように、またその農薬を使う際にいろいろな事故に遭わないようにということで、講習会などを開きまして、そこで正しい使い方といったものを周知徹底する、そういった事業がございまして。こういうものを通じまして、現場で農薬が適正に使用されるようにということを周知しているということでございます。

○岡本(充)委員 指導徹底をしてみえるということなんですけれども、実際に、農家の方の中にはこういった健康被害、例えば農薬が原因であろうと思われるような末梢神経障害だとか、もしくは、そこまでいなくても頭痛、めまいといった、非常に自覚的な症状だけかもしれませんけれども、出てみえる方も見えると私は実際に診療をしていると思うわけなんですけれども、こういったことに対して、指導していますからということではなくて、ぜひとも、実際にその被害の調査をしてみるだとか、それから、どういふふう実際に使用されているかを現場でしっかりと把握をして、こういった実際に農業を営まれている皆様方に健康被害が及ばないように、対策を十分とっていただきたいと思っております。

そういった観点で、もう一点だけ農薬のことでお聞かせいただきたいのは、農薬を空中散布する、こういったことがございますけれども、この農薬の空中散布に対しては、その地域の住民の皆さん、また、たまたま通りかかった通行人の皆様にも降りかかる可能性があるんですけれども、これに対しての指針というのはどのようになっておりますでしょうか。

○中川政府参考人 空中散布によります影響というのは、単に圃場だけではなくて、街路樹などのときにもいろいろな問題になるわけでありまして。

ちょっと今手元に通知文書を持っておりませんので、日にちは確かなことを申し上げられませんが、昨年の秋だったと思いますけれども、こういった空中散布、あるいは市街地、住宅地に近いところでのいろいろな薬剤の散布について注意をしていただきたいといった、これは今まで、関係省庁との調整もいろいろありまして、こういった局長の文書を出すということをしておらなかったわけですが、昨年の秋に初めて私どもの方から関係の都道府県初め団体に対しまして、注意していただきたいという旨の文書を出し、徹底をしているところでございます。

○岡本(充)委員 環境省としては、何か対策はとられていますでしょうか。

○吉田政府参考人 お尋ねの農薬の空中散布のことでございます。

農薬の空中散布につきましては、周辺の住民の方々の健康被害を防止するという観点から、常々私ども重要な課題であると認識しておりましたが、平成九年の十二月に、比較的使用量も多うございますし、毒性についての科学的知見が明らかになっております十の農薬につきまして、気中、大気中の意味でございまして、気中の濃度評価値というものを設定いたしております。したがって、航空防除を行う際におきましては、その実施する主体が今申し上げました気中濃度評価値を上回らないように配慮をしていただく、こういうお願いをしております。

さらに、今局長からお話もございましたように、十五年の三月の改正農取法に基づきまして、さらに航空防除に対する安全対策が強化されてきているということでございますが、私どもとしても、この気中濃度評価値というものが適正に維持、保持されるように、引き続きウオッチしていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 実際にウオッチをされている、評価をされているということで、その評価を上回るような事例というのは出ておるのでしょうか、それとも、きちっと基準の中でおさまっているのでしょうか。

○吉田政府参考人 私ども環境省がこれまで把握をしまりました限りにおいては、気中濃度評価値を上回った事例は承知しておりません。

○岡本(充)委員 今お話がありましたけれども、各省庁にまたがっている問題ではございますが、ぜひとも連携をとって、残留農薬の問題、そしてまた、健康への被害というのは、食べる人もそうですし、実際に営農をされている方も被害を受ける可能性がありますので、十分対策をとっていただきたいと思っております。

私も、自分の選挙区で医者をやっていると思うわけなんですけれども、本当に長年の蓄積をもって、恐らくこれはそういった化学薬品等の影響ではないかな、それもあくまで類推しかできないんですけれども、そういったことじゃないかというふうな事例を何遍か見ます。例えばそういった事例を少しでも減らしていくためにも、こういった取り組みをぜひやっていっていただきたいと思っております。

そういう意味で、総合病害虫管理、IPMというそうですけれども、これへの取り組み、こういった取り組みについては、ぜひとも推し進めていっていただきたいと思っております。生物的な防除、いわゆる天敵を入れて、農薬じゃなくて天敵を入れることで防除をしようとか、それから、物理的に、粘着のこういう物質を置いて、そこに虫がくっつくことで防除をしようとか、あと、耕作機を回すことで耕種的な防除をする、それでもう一つが、今お話しさせていただきました農薬などの化学的な防除だ。こういうものを上手に組み合わせていくことで、農薬以外の方法での防除ということに対しても十分ぜひ研究をしていっていただきたいと思っておりますが、それに対しまして、今、農林水産省はどういった取り組みをしてみえるのでしょうか。

○中川政府参考人 先生今おっしゃいましたような、化学合成農薬に頼るだけではなくていろいろな手法を組み合わせ、できるだけ環境の負荷を軽減するような、そういったやり方を進めるといことは、大変大事なことだというふうに思っております。

こういった面で、総合的な病害虫管理推進事業といった補助事業も私ども用意しております。各都道府県におきます総合的な病害虫管理技術の確立のために、こういった補助事業も活用しながら推進をしているところでございます。

○岡本(充)委員 これまでの議論、今の答弁等で、農水省としても、こういった化学的な防除のみに依存しない、そこから少しずつそのほかのものも組み合わせ、こういった取り組みをしていっていただけるといふふうに私理解しております。

こういったこれまでの一連の議論、大臣もお聞きになったかと思えますけれども、食の安全性、特に残留農薬に関する、それからまた農家の営農されている方への健康被害も含めまして、今後の取り組む方針、また決意等ありましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

○亀井国務大臣 農薬につきましては、その登録に際しまして、一つ、農作物への残留農薬により人への健康影響を及ぼすことのないよう、農薬検査所で検査を行い、その安全性を確認して登録を行う。それとあわせて、食品安全委員会、そういう面でのリスク管理、これを私ども担うわけでありませう。

そういう面で、農薬取締法の改正の問題等々、その使用基準の問題等々に十分意を尽くしていく必要があると思えますし、国民の健康や食の安全、安心、この関心は非常に高いわけでありまして、そういう面で、関係府省あるいはまた都道府県と十分連携をいたしまして、農薬の安全かつ適正な使用、この徹底に十分留意をして対応してまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 決意のほどを聞かせていただけたと思っております。ぜひそういった方向でお願いしたいと思います。

そういった中で、私、幾つかもう少しお聞かせいただきたいところがあるんですが、実は今、この植物検疫のことと絡めて、いわゆる植物検疫のあり方に対して、SPS協定、こういう協定があり、農産物の輸入に対して一つの指針ともなるこの協定だと思っておりますけれども、これを一つ踏まえて農

産物の輸入の交渉などに当たってみえるかと思えます。

今、FTAの交渉が、新聞報道によりますとメキシコとの合意も近いというふうな中、いよいよ今度は農作物を主要な輸出品とするアジアの各国、こういった国々との交渉が控えているわけですが、こういった交渉に臨む気構えをまずちょっと大臣にお聞かせ願いたいと思えます。

○亀井国務大臣 日本とメキシコとのFTA交渉に際しましても、メキシコ側から植物検疫措置の緩和を要求されたわけではありますが、我が国といたしましては、植物検疫措置を貿易促進の観点から取り扱うことは不相当である、こういうことを説明し、要求を拒否した次第であります。

植物検疫措置につきましては、今後も、その解決のためには、個別案件ごとに、やはりWTOのSPS協定に即しまして、両国の専門家同士の科学的根拠に基づきます技術的な検討が不可欠である、私はこのように思います。

また、SPS協定に規定されている輸出国あるいは輸入国の権利及び義務の変更、あるいは協定上の義務を超えるもの、また権利を侵害するものは受け入れることができないことでもありますので、まずこの方針で臨んでまいりたい。我が国の植物検疫がFTA交渉によって揺らぐことがないように十分対応してまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 今の大臣の気構え、はっきり聞かせていただきました。

なかなか難しい交渉が続くとは思いますが、実は、そういった中で、SPS協定の中の一つで、自国の植物検疫の保護水準を達成できることが証明される場合には、異なる措置であっても同等のものと認めること、こういった条文があるわけなんですけれども、こういった条文に基づいて、先ほどちょっと質問もありましたリンゴの火傷病の件でございますけれども、火傷病の件のWTOの上級委員会の報告が採択されたということなんでしょうか。

○中川政府参考人 WTOのパネル、それからその後の上級委員会での審議でありますけれども、日本から主張しておりました防疫措置、アメリカからリンゴを輸入するに際しての検疫措置につきまして、残念ながら、日本の主張というのは認められなかったということでございます。SPS協定上も、日本のとっている措置というのは不整合であるというふうな判断が示されたということでもあります。

○岡本(充)委員 そういった中で、今後は、FTA交渉等でこの検疫の部分で合意に至らないときは、非関税障壁という指弾をされること、おそれはないのでしょうか。

○中川政府参考人 日本がとっている措置についての正当性については、その相手国と十分協議をし、こちらの考え方を科学的な根拠を示しながら理解をしてもらうように最大限の努力をするというのが私どもの基本的スタンスでございます。

○岡本(充)委員 そういった意味で、今交渉の最中でございますからはっきりとはなかなかおっしゃれないとは思いますが。

しかし、ぜひともこういった部分で、今の検疫の問題が非関税障壁という指弾がされることのないように、その結果として、こちらの望まぬ方向での交渉の進展のないように留意をしていただきたいというふうに強く望んでおります。

最後に、実はちょっと私の地元などでも、愛知県の稲沢市というところでは、苗木をつくっておるんですけれども、温州ミカンなど、ミカンの苗木をつくっております。

ミカンなどは、日本の農作物は国際的に大分高く評価もされているようです。これまで日本は、どちらかというと、農作物の輸入の方に主眼が、輸入交渉に対して主眼が置かれてまいりましたけれども、攻めの体制というか、日本の農作物を輸出する、こういった輸出促進に向けた総合的な支援も行っていていただく中で、この検疫体制というものをぜひもう一度磨き上げていただきたいと思っておりますので、最後に一言、輸出の支援に向けましたお考えを大臣からお聞かせ願えれば

と思います。

○亀井国務大臣 農産物の輸出につきましても、今回、今年度予算にその予算措置をし、また、我が省におきましても、その組織をつくりまして対応することにいたしております。

また、各都道府県におきましても、そのいわゆる協議会等々もおつくりをいただきまして、今の委員御指摘の農産物の輸出、またある面では、種苗の問題等々につきましても十分意を注いで対応してまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 ありがとうございました。これで質問を終わります。